

「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめへの対応状況及び本検討会における対応案

項目	「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめ (平成19年9月)	最終取りまとめへの対応状況 (平成21年12月) ※1	要望聴取会における要望 (平成21年9月～同年11月)	専門委員等会議に おける構成員意見 (平成22年2月～平成23年1月)	第2次犯罪被害 者等基本計画 (平成23年3月)	対応 (案) ※2
1 経済的支援の理念、目的、財源について						
(1) 理念・目的	犯罪被害者等基本法第3条の基本理念を踏まえ、新たな経済的支援制度の理念は、「社会の連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等の尊厳ある自立を支援すること」とし、その目的は、「犯罪被害者等が、その置かれている状況等に応じて、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を受けられるようにするための施策の一環として、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るための必要な支援を行うこと」とするのが、最も相応しいのではないかと考えられる。	平成20年4月に「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が改正され、「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することが犯罪被害給付制度の理念とされ、改正後の法律の題名は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改められた。【警察庁】				○
(2) 給付水準の引き上げに指針						
① 遺族給付金、障害給付金	特に深刻な状況に置かれた犯罪被害者等に重点を置いて支援を行う観点から、まずもって、その稼働能力の喪失、減退の程度等を考慮し、重度後遺障害者を対象とする障害給付金について、重点的な引き上げを行うべきである。その場合、重度後遺障害については、平均収入が低い若年層ほど障害の影響が長期にわたることから、その給付水準が中高年齢層に比して不当に低額となることがないよう特に配慮が必要である。また、被害者の被扶養家族である遺族に対する遺族給付金についても、その経済的打撃が大きいことから、特に扶養家族の数など負担の大きさにも十分な配慮を加えつつ、引き上げを図るべきである。これらの引き上げの水準については、自動車損害賠償保障法における政府保障事業において、ひき逃げ・無保険車による交通事故被害者に対する給付が、自動車損害賠償責任保険とほぼ同水準の給付で行われていることを参考とし、その最高額について、自動車損害賠償責任保険並の金額に近づけるよう努め、最低額についても引き上げを図るべきである。なお、給付水準は、犯罪被害者等の経済的打撃の程度、負担の程度を考慮に入れて定められるものであるから、犯罪被害者等が被る医療関連費(介護費・リハビリ費・通院付き添い費など)、葬祭費、逸失利益等、医療費を除く損害・負担については、これらの引き上げの中に実質的に含まれていると考えるべきである。	平成20年4月に「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が改正され、7月から関係政令などとともに施行された。これにより、重度後遺障害者に対する障害給付金や生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金が引き上げられ、それらの最高額は自動車損害賠償責任保険並の金額に近づけられるとともに、重傷病給付金については休業損害を考慮した額が加算されることとなった。【警察庁】※平成18年4月、親族間の犯罪における支給制限を緩和したところ、さらに、平成21年10月、親族間の犯罪のうち、配偶者からの暴力事案について特に必要と認められる場合には、全額支給できるように特例規定の見直しを行った【警察庁】	【犯罪被害者に対する自賠責並みの保障】 犯罪被害給付制度は、最高額というだけでなく、補償の内容を自賠責並みにしてほしい。	●平成20年度からの実績を見る必要があるが、制度が拡充され、最高額が引き上げられたことは大きな意義があると考えられる。それでも実際に犯罪被害給付制度の対象となった者は、今でも刑事事件の被害者の中のごく一部に留まっていると考えられる。特に犯罪被害によって生活における重大な機能(職業、学業、社会生活等)の障害が一時的にでも生じた者については、給付対象範囲を広げ、速やかに支給するべきであると考えられる。 ●別添1参照	〔2次計画〕 V-第1-2-(2)【内閣府】【警察庁】【法務省】【厚生労働省】【国土交通省】 犯罪被害給付制度の拡充及び犯罪被害者等に対する新たな補償制度の創設については、平成20年度に拡充した犯罪被害給付制度の運用状況等を踏まえて検討を行うため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省及び国土交通省からなる検討のための会を設置し、必要な調査及び検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。	○
② 休業給付	重傷病給付金対象者のうち、傷病のため休業を余儀なくされたものに対しては、自動車損害賠償保障法の傷害事故に係る支払額の上限を参考として、医療費と併せて、新たに休業損害を考慮した一定の支給を行うことを検討すべきである。					
(3) 財源	犯罪被害等の原因者は犯罪者であるところ、犯罪等による被害について第一義的に責任を負うのは、加害者であることから、自動車損害賠償保障制度のような責任保険制度が採れば、それに抛るべきとも考えられるが、同制度は、誰もが場合によっては被害の原因者となり得ること、そこに原因者集団を概念的に捉えることができることを前提としており、殺人、傷害等の故意の犯罪行為については、その性質上、事前に原因者となり得る集団を想定することができず、原因者負担の制度を構築することは困難である。罰金の特定財源化は、罰金が既に一般財源として運用されており、それを犯罪被害者等に関してだけ特定財源化する論拠を見つけ出すのは困難であり、また、一般的に特定財源枠を可能な限り縮小していきこうとする国の大方針と逆行する感も否めない。また、有罪判決を受けた者から一定の額を徴収する課徴金制度の導入については、その主たる負担者と原因者が一致しない上、徴収コスト面の問題もあり、犯罪被害者等の支援に特化した形で検討することは、困難である。したがって、結局のところ、犯罪被害者等に対する経済的支援は、社会の連帯共助の精神に則り、一般財源からの給付を行うことをもって原則とすべきである。なお、新たな経済的支援に係る制度設計の前提として、それに見合った財源確保が不可欠であることから、一般財源からの給付に当たっては、当該行政官庁の他の業務に関する財源に影響が出ることのないようしながら給付額を確保できるよう、最大限の配慮がなされるべきであり、政府全体として、必要な財源措置を講ずる必要がある。			●～新たな補償制度の説明を受けて～ 拝見しますと、すごくよく考えられているといいますが、今までの実態を踏まえられてこういう制度が必要だという主張は非常に理解できる提案だと思う。新たに検討会を開かれるということで、先ほどの事務局のまとめで私はいいいと思うが、ただ、議論が始まると最大の問題は財源ということだと思う。		○
(4) 基金	犯罪被害者等に対する新たな経済的支援制度は、予め想定できる標準的な被害者のニーズを前提にして構築せざるを得ないが、犯罪被害者等の意見・要望を見ると、様々な個別の事情により被害者の自立・回復が非常に長引き、窮状に陥っていると思われるケースも見られる。このような場合、新たな経済的支援制度による対応には限界があるが、何らの支援もせず放置すれば、基本法の趣旨を全うすることはできない。そこで、これら新たな経済的支援制度による公的な救済の対象とならない犯罪被害者等であって、個別の事情に照らし、何らかの救済の手を差し伸べないと基本法の趣旨を全うできないと思われる特別の理由がある者に対しては、社会の連帯共助の精神に基づき、民間の浄財による基金において、一定の指針の元に、給付を行うような仕組みを構築すべきである。この場合、国においては、民間浄財を国民に広く募る観点から、民間による被害者支援の重要性と必要性に関する広報啓発等に積極的に取り組むべきである。また、基金への民間寄附に係る税制上の優遇措置を検討すべきである。	基金による救済の対象として想定される事案は、公的な救済の対象とならないものの救済が行われないと基本法の趣旨が全うできないと思われるような特別な事情があるような事案であること及び早期に制度を構築することが必要と思われることから、既存の基金を活用するものとし、平成20年4月に犯罪被害者等施策関係省庁連絡会議幹事会を開催し、関係省庁に所管する基金等での対応について検討を依頼した。【内閣府】平成20年12月から(財)犯罪被害救済基金において「犯罪被害者等に対する支援金支給事業」が開始された。同事業は犯罪被害給付制度などの公的制度では救済の対象とならない犯罪被害者等であっても、個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められる者に対して、その申請に基づき、同基金が支援金を支給するものである。【警察庁】		●犯罪被害者等に対する損害回復・経済的支援については、犯罪被害給付制度等の一層の拡充を図るべきである。それを前提としつつ、公的救済の対象とならない人々についても、個別の事情に照らして何らかの救済策の充実が求められる。先の検討会最終報告の指摘を受け、H20.12から公的な救済からもれた人々を対象に「犯罪被害者等に対する支援金支給事業」が開始された。支援を期す上でも、また民間の浄財を広く募ることによって被害者支援の重要性を国民に周知させる意味でも、きわめて有意義であり、今後とも一層の拡充をはかるべきものとする。		△

※1:第7回基本計画推進専門委員等会議配布資料「犯罪被害者等基本計画の進捗状況」等より

※2:本検討会における対応案(○・・・検討すべきと考えるもの、△・・・検討の推移により検討すべきと考えるもの、×・・・検討を要しないと考えるもの)

2 経済的支援の内容について

<p>(1) 医療費 (1年を超える医療費の自己負担分)</p>	<p>1年を超える医療費の自己負担分については、犯罪被害給付金制度の重傷病給付金の支給対象期間が3ヶ月から1年に拡大されたばかりであることから、当面、その運用を見るべきである。 ただし、運用状況から、1年をさらに拡大する必要がある立法事実が出てくれば、さらなる期間の拡充を検討する必要がある。 また、長期療養を必要とする犯罪被害者に対しては、厚生労働省において、犯罪被害者を含め、長期療養を必要とする患者が必要な医療や介護サービスを受けられるようにするための施策が実施されているところであり、保健医療サービス全体の中で適切なサービスが提供されるように努めるべきである。</p>	<p>警察庁において、平成18年4月、重傷病給付金の支給要件の緩和や支給対象期間の延長などを行った。 制度の運用実態を踏まえ検討していく。【警察庁】</p>			<p>○</p>
<p>(2) カウンセリング費用</p>	<p>犯罪被害による心理的外傷を原因とした深刻な精神的被害を受けた犯罪被害者等に対するカウンセリングに係る費用については、以下について特に配慮する必要がある。 ① 医師によるカウンセリング PTSDに対する長時間曝露法等の精神的被害に有効とされる療法について、診療報酬上の評価が、その手厚い診療内容に見合ったものになっていないとの指摘があることから、当該療法についての科学的評価を踏まえ、診療報酬改定の際に必要なに応じて措置を講ずるべきである。 ② 臨床心理士、犯罪被害相談員等によるカウンセリング・相談 臨床心理士、犯罪被害相談員等による民間被害者支援団体等における早期支援段階でのカウンセリング・相談について、都道府県における予算措置が着実になされ、さらには、早期支援後も継続してカウンセリング・相談が受けられるような予算措置がなされていくよう、国において、啓発・情報提供等の取組を行うべきである。 なお、犯罪被害者本人のほか、家族(遺族)等に対するカウンセリングの必要性、重要性に鑑み、その充実を図るべきである。</p>	<p>精神科専門療法に係る診療報酬上の評価については、①平成18年度の診療報酬改定において、PTSDの診断のための検査(CAPS)について医療保険の対象にしたほか、②平成20年度の診療報酬改定において、ストレス関連障害等の小児患者に対し療養上必要なカウンセリングを行った場合の評価の充実や20歳未満の者に対して通院・在宅精神療法を行った場合に加算を算定できる期間を6ヶ月から1年に拡大するなど、累次の診療報酬改定でその充実を図った。【厚生労働省】 ※平成22年度の診療報酬改定においては、通院・在宅における精神科専門療法を長時間(30分以上)行う場合の評価を充実したところである。【厚生労働省】 警察庁において、①民間被害者支援団体に対する相談業務の委託(民間団体相談員の委嘱、民間団体相談員の研修)、②民間被害者支援団体に対する直接支援業務の委託(直接支援員の委嘱、直接支援員の研修)に要する経費につき財政的援助を行っており、これらの予算が措置されるよう都道府県警察を指導している。【警察庁】</p>	<p>【PTSDの治療費】 PTSDの治療のためのカウンセリング、認知行動療法や暴露療法について、健康保険の適用を認めてほしい。 【給付金の支給に係る制度の充実等】 性犯罪被害者が、被害直後に精神科や民間のカウンセリングルームなどでカウンセリングを受ける費用を3回程度負担している自治体もあり、このような制度を全国で実施するようにしてほしい。 性犯罪被害者が、被害によってPTSD症状などを呈している場合に、専門的なカウンセリングを長期にわたって受けられるよう、国がその費用を負担するような制度を構築してほしい。(性犯罪加害者からの罰金を財源とするなどして。) 【被害後の治療に対する経済的支援の拡充】 被害後の心身の治療に際して発生する費用の全額もしくは一部を支援する給付金等を支給してほしい。 【PTSD治療における暴露療法の積極的導入と公費負担】 欧米のPTSDガイドラインで十分にエビデンスの取れている「暴露療法」を積極的に導入し、被害者が安心して治療的援助を速やかに受けられるようなシステムを構築してほしい。 また、被害者がPTSDの治療を望む場合、費用を国で負担するよう法的整備をしてほしい。 【PTSDの治療費】 犯罪被害を原因とするPTSDの治療については、自己が負担する部分について公費負担をしてほしい。</p>	<p>●別添2参照</p>	<p>【2次計画】 V-第2-1-(5)【厚生労働省】 PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大については、有効性・安全性に関する科学的評価が得られたものについて、診療報酬改定時に必要に応じて措置を講ずる。 V-第4-3-(1)-イ【警察庁・厚生労働省】 警察及び厚生労働省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的援助の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行っていく。 V-第1-2-(3)【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省・文部科学省】 犯罪被害者等に対する臨床心理士等によるカウンセリング等心理療法の費用の公費負担については、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査及び検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。</p>

3 経済的支援の手続、給付方法、管理・運営、法形式について

<p>(1) 経済的支援制度の手続</p>					
<p>① 申請期間</p>	<p>現行の犯罪被害給付制度の申請期間(2年、7年)を維持しつつ、やむを得ない事情で申請ができなかった場合に特例的に申請を認めることができるよう、制度の見直しを検討すべきである。</p>	<p>平成20年4月に「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が改正され、加害者によって身体の自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により所定の申請期間を経過する前に給付金の申請をすることができなかったときは、給付金の申請期間が過ぎていたとしても、その理由がやんだ日から6ヶ月以内に限り、例外的に申請をすることができることとなった。【警察庁】</p>			<p>△</p>
<p>② 併給調整</p>	<p>現行の犯罪被害給付制度と同様に他の公的給付と調整することとし、損害賠償を受けたときは、その額の限度において給付金は支給しないこととする。</p>			<p>●生活保障型の新たな被害者補償制度について提案するので取り上げていただきたい。制度概要は、1つ目は治療費や医療関係費についてすべて現物支給とすること。2つ目は一時金の支給に加え、十分な年金を毎月支給する。3つ目は過去の被害者にも遡って補償する。4つ目は、社会保険や社会保障制度とは無関係に、その制度だけで被害を回復できる十分な補償とする、というもの。</p>	<p>○</p>
<p>③ 遡及適用</p>	<p>過去の犯罪被害による後遺障害により現在も窮状にあるような特別な事情がある犯罪被害者等に対しては、前記基金において対応する方途を検討すべきであるが、新たな法制度を遡及適用することはしないものとする。</p>		<p>【給付金の遡及適用】 救済の必要性については、改正前の被害者も改正後の被害者も同様であることから、適用を遡及的に認めてほしい。</p>	<p>同上</p>	<p>○</p>

(2) 給付方法					
① 給付の方式	給付は、一時金とする。 ただし、一時金の支給を受けた犯罪被害者等が分割的支払を希望する場合には、それが可能となるよう、金融機関における必要な手続等について教示すべきである。	犯罪被害者等給付金は遺族給付金、障害給付金及び重傷病給付金の3種類があり、いずれも一時金として支給されている。【警察庁】		同上	○
② 給付の迅速化	現状よりも迅速に本給付及び仮給付を行うことができるよう運用改善に努めるべきである。 また、犯罪被害者等に身近な地方公共団体が当座必要な資金を迅速に貸与・給付することが、犯罪被害者等の被害直後の生活支援にとって効果的であることに鑑み、そのような制度の導入が地方公共団体によって積極的に進められるよう、国において、啓発・情報提供等の取組を行うべきである。	警察庁において、犯罪被害給付制度の事務担当者を対象とした会議を開催するなどにより、迅速な裁定など適正な運用に努めるよう都道府県警察を指導している。【警察庁】 犯罪被害者等施策主管課室長会議や、地方公共団体職員向け研修会などにおいて、犯罪被害者等に見舞金を支給する制度を導入した地方公共団体からの事例発表を行うなど、地方公共団体に対する啓発・情報提供に努めている。【内閣府】	【給付金の迅速な支給】 犯罪被害者等給付金については、支給対象及び支給額が拡大されてきたが、実際の支給までに時間がかかり、経済的に困窮する被害者が多いことから、できるだけ短期間で給付金が支給されるように配慮してほしい。	●支給までの手続、時間が現場では結構ばらつきがあるように聞いている。マンパワーが足りないという指摘がある。1人の職員があつちもこつちもやっているの、どうしてもほかのところの人よりも時間がかかっている。それから支給制限の中で、被害者側の責めに帰すべき行為があつた、なかった、これによって支給が変わるわけですが、明らかに被害者側に落ち度がないことがほほわかつているんだけど、念のために一審判決が出るまでは待ちましようという例もあるやに聞いている。犯罪被害者として請求をした側の人にアンケートを取るなどして、生の隠れた声を集約していただいて、見直すべきところがあれば早急に見直していただきたい。 ●親族の関与が完全に否定できない未解決事件や、加害者と被害者の中で帰責性が争われていて客観的に決める証拠がないような事件で、なかなか支給の裁定がなされないで長引いている事案もあると聞いているが、そういうことに対する行政側の対応に関する意見である。もし、そういうケースがあるとすれば、そういうところは是非御検討いただいて、実際に犯罪に遭って苦しんでいる方が泣き寝入りをしなくて済むようにしていただきたい。	△
			【被害直後の緊急貸付制度創設】 自治体に対して、被害直後の緊急貸付制度の創設を義務化してほしい。 【立替払い制度等の導入】 当面の資金に窮して不利益な条件での示談などに応じざるを得ない状況に追い込まれたり、被害者支援の制度を利用できないという現実を改善するために、立替制度あるいは一時貸付制度のような対策を早期に実施してほしい。	●犯罪被害者等に対する地方公共団体の見舞金や緊急時の貸付制度等の拡充は、経済的な負担軽減に欠かせない。しかし、自治体の見舞金制度についての内閣府調査を見ても、実施(12道府県)に偏りが見られる。最も身近な生活の場である自治体の施策は、犯罪被害者等への大きな支えとなるだけでなく、被害者支援に対する自治体の理解の増進と体制整備を促す事が期待される。国は機会あるごとに、啓発・連携を強化すべきである。 ●地方公共団体における犯罪被害者等への給付・貸付制度の導入促進について、すでに行われている制度の紹介などを含め、地方公共団体において促進されることを望む。	V-第1-2-(4)【内閣府】 内閣府において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請するとともに、これらの制度を導入している地方公共団体を犯罪被害者白書に掲載する。
(3) 経済的支援制度の管理・運営					
① 経済的支援に関する アドバイザー制度	犯罪被害者等に適用のある経済的支援制度は、犯罪被害給付金のような犯罪被害者に特化した制度にとどまらず、医療保険、障害者福祉制度、年金制度等、国民一般にも適用される制度が多数存在する。 しかしながら、犯罪被害者等の意見・要望を見ると、現場の認識の誤りや犯罪被害者等に対する制度の周知不足により、これら制度が必ずしも適切・円滑に適用されていないと思われるケースも見られる。 経済的支援制度を実質的に現状より手厚くするためには、犯罪被害者等に対して、犯罪被害者等に特化した制度だけでなく社会保障・福祉制度の全般に関して、犯罪被害者等の相談に乗り、必要な助言を行うアドバイザーが必要である。 この点については、すでに「支援のための連携に関する検討会」において、経済的支援を円滑にすることも含めた関係機関・団体の連携強化という観点から、 ○ 犯罪被害者等が置かれている個々の事情に応じたアドバイスができるような、社会保障制度を含む犯罪被害者等の経済的支援に関する包括的知識のある人材育成の必要性とそのための研修等を全国に広げる仕組みの必要性 ○ 犯罪被害相談員や社会福祉士、司法書士等の専門家が相互に連携できるネットワーク作りの必要性 が指摘され、これに対処するための施策の提言が検討されており、その提言に基づく取組を着実に実施すべきである。	平成21年3月に作成した「研修カリキュラム・モデル案」を全国被害者支援ネットワーク加盟団体等に配布したほか、平成21年度及び平成22年度において、同研修カリキュラム・モデル案に基づく研修教材(DVD)を作成し配布した。 地方公共団体においてチームによる支援を行っている例があることから、この取組事例について、犯罪被害者等施策主管課室長会議や、「地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する報告書」などで地方公共団体に紹介した。【内閣府】 平成20年12月に、「関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等に関する情報に係る様式」の例を盛り込んだ「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」を作成し、平成21年1月に、関係省庁、地方公共団体、関係機関・団体等に配布した。また、地方レベルの作成が促進されるよう、平成21年度には、7県を対象として、都道府県版のハンドブックの作成を支援する事業を実施している。【内閣府】			△
					△
					△

	② 認定機関・不服申立期間	認定機関、不服申立機関は現行通りとするが、どのような場合に給付金が支給されるか、その認定はどのようになされるか、どのような場合に不服申し立てができるか等制度の内容が一般に十分周知されていないきらいもあるので、犯罪被害者等に対してだけでなく、広く一般の国民に対しても、制度に関する積極的な広報に努めるとともに、認定機関・不服申立機関における公平性・中立性の確保に一層努めていくべきである。	警察庁において、パンフレット、ポスター、インターネット上のホームページなどを活用して犯罪被害給付制度の周知徹底に努めるよう都道府県警察を指導している。また、不服申立機関である国家公安委員会には、専門委員(有識者)がおかれ、審査請求があった場合には、当該審査請求に係る専門の事項について専門委員に調査審議させるなど、公平性・中立性の確保に努めている。【警察庁】			○
	(4) 経済的支援制度に関する法形式	給付金の引き上げ等については、現行の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律等の改正によることが適切であると考えられる。 なお、今回の抜本的な犯罪被害者等に対する給付の拡充等が的確に反映されるような法律の名称が検討されることを希望する。	平成20年4月に「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が改正され、「犯罪被害者等が再び穏やかな生活を営むことができるよう支援する」ことが犯罪被害給付制度の理念とされ、改正後の法律の題名は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改められた。【警察庁】			○
4 経済的支援の対象について						
		基本的には現行の犯罪被害給付制度の対象を維持すべきであり、過失犯ないし財産犯の被害者等や日本に住所を有する外国人以外の外国人をその対象とすることは困難である。 ただし、過失犯ないし海外で身体被害を受けた日本国籍を有する被害者等に関しては、個別の事情に照らし、何らかの救済を行わないと基本法の趣旨を全うできないと思われる特別の理由がある場合、前記基金による対応を考慮すべきである。	平成20年12月から(財)犯罪被害救済基金において「犯罪被害者等に対する支援金支給事業」が開始された。同事業は犯罪被害給付制度などの公的制度では救済の対象とならない犯罪被害者等であっても、個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められる者に対して、その申請に基づき、同基金が支援金を支給するものである。【警察庁】	【犯罪被害給付制度の海外における邦人被害者への適用】 自助の精神から、海外で被害に遭った邦人に対して、犯罪被害給付制度を適用してほしい。なお、被害にあった国における補償を受けた場合には救済は受けられないものとしてよい。		○
5 テロ事件の被害者等に対する特例的措置について						
		対象となるテロ事件の定義付けは困難である上、テロ事件の態様は様々であるから、一般の犯罪被害者等とは別に特別の救済策をとることをあらかじめ包括的に定めておくことは困難である。 ただし、国家または社会に対するテロ行為により無差別大量の死傷者が生じた場合には、国は、迅速に、当該テロ事件を指定して特別措置法を制定するなどにより、当該テロ事件に対する国の対処方針を決定し、そのなかで、被害者等に対する医療、カウンセリング等の早期支援の実施を定めるとともに、社会の連帯共助の精神に基づく基金を設置するなどにより、事案に即した被害者等の経済的救済を図る措置を明確に示すべきである。	平成20年度から、諸外国におけるテロ事件被害者等への経済的支援制度についての調査研究を実施している。平成20年度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、平成21年度は、イタリア、スペイン、カナダ、オーストラリア、韓国を対象として実施した。【内閣府】	【犯罪被害給付制度の海外における邦人被害者への適用】 自助の精神から、海外で被害に遭った邦人に対して、犯罪被害給付制度を適用してほしい。なお、被害にあった国における補償を受けた場合には救済は受けられないものとしてよい。		○
6 併せて検討することとされているものについて						
	(1) 損害賠償債務の国による立替払及び求償等の是非	そもそも加害者に資力がなく、犯罪被害者等が、事実上損害賠償を受けられず、何らの救済も受けられない実情に鑑み、社会の連帯共助の精神から、国が給付金を支給する制度が創設されたものであり、実質的な面から見ても、従来の求償実績に照らし、求償権行使については実効性の担保が期待できず、給付制度と異なるから、結局、本項の問題については1～5までで行った給付制度の検討に帰着するものと考えられる。		【損害賠償債務の国による立替払い】 犯罪被害者が民事裁判(付帯私訴)で、加害者に対する損害賠償命令を得たものの、加害者が支払能力を有しない場合、自動車損害賠償補償法と同等に、国が代わって補償することとしてほしい。また、過去の被害者についても遡及して救済の措置をとること、公訴時効による未解決事件についても同様な措置をしてほしい。 また、相手が無資力で損害賠償請求をあきらめざるをえなかった者へも補償してほしい。	●損害賠償命令で出た金額と犯罪被害給付金で支給される金額に余りにも落差があり過ぎる。できれば1つにするか、あるいは国で立替払いにして、後で加害者に請求するという制度をつくっていただく必要があるのではないか。いずれにしても、裁判所で出た金額と警察庁の犯罪被害給付金の額が余りにも違い過ぎるのは、やはりおかしい。その辺の整合性を是非とっていただきたい。損害賠償命令で出た金額は、基本的には加害者、被告人が払える金額ではないのだから、国によって立替払いをするという制度が新たに見つかるべきではないか。 ●国の立替払いについては、損害賠償命令が出て、実際に支払えないというのがほとんどなわけで、そのときに他の国で見たのが、加害者の財産を調べて、検察が協力して、賠償を払わせるようにするとか、そういう国もあった。単に制度的に無理だといっても、損害賠償が得られるような支援を国がするところまでは、是非考えてほしい。 ●損害賠償命令制度の履行状況を調べていただいたのが出ているので、これは非常に貴重な資料、履行状況なしというのがかなり多い。実施している国でそれほど加害者から損害賠償命令のとおりに行われることはないので、そういう点では想定内のこともかもしれないが、こういう実態も踏まえて、松村構成員の提案も検討していただきたい。 (内閣府) ●経済的支援に関する検討会においても、この立替払について検討がなされ、損害賠償債務の国による立替払及び求償等の是非については、給付制度の検討に帰着するものと考えられるとの検討結果となっている。金額の水準は別として、事後的に加害者への求償を行う立替払としても、求償はしない給付制度としても、国が犯罪被害者等への給付を行うという点では、両者は構造的には同じものという考え方だと思いが、その構造に関しては、現在においても特段の状況の変化はないと考えている。したがって、現状において国による立替払い制度の検討は、結局のところ給付制度の充実等の検討に帰着することになるかと思うので、別途行うことを予定している検討会の議論の中に吸収されていくものではないかと理解している。	○

(2) 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非						
① 公費による弁護士選任(被害直後から)、損害賠償費用の補償	<p>民事の面については、裁判における弁護士費用、損害賠償費用とも、それが相当なものである限りは基本的に敗訴者(加害者)側が負担すべきであり、これを国が補填することは適当でないが、弁護士選任のための費用に関しては、資力の乏しい犯罪被害者が利用できる現行の制度として、日本司法支援センターが実施主体である総合法律支援法に基づく「民事法律扶助」及び日本弁護士連合会が実施主体となった上、同法に基づき、日本司法支援センターに委託された「犯罪被害者等法律援助事業」がある。</p> <p>このうち、「民事法律扶助」は、加害者に対して損害賠償請求の法的手続(調停、訴訟)をとる際に、弁護士費用及び印紙代等について立替えを受けることができるものである。</p> <p>「犯罪被害者等法律援助事業」は、被害直後からの犯罪被害者相談、マスコミ対応、刑事告訴、法廷付添い、訴訟記録の閲覧謄写、意見陳述の助言等の各種支援について、弁護士費用の援助を受けることができるものである。</p> <p>これら日本司法支援センターや日本弁護士連合会による各事業が果たす役割の重要性に鑑み、これらの事業について十分な周知を図るなど適切に運用され、犯罪被害者等の支援のためにさらに充実が図られるよう努めるべきである。</p> <p>また、警察・検察において、犯罪被害者等の質問・相談に適切に応ずることができるよう、より一層配慮すべきである。裁判所においても、同様に、より一層の配慮が望まれる。</p> <p>さらに、相談・紹介に関しては、「支援のための連携に関する検討会」において、日本司法支援センターや民間被害者支援団体等の連携強化のための施策の提言が検討されており、その提言に基づく取組を着実に実施すべきである。</p>	<p>法務省では、犯罪被害者等が検察庁へ被害相談や事件に関する問い合わせを行えるように、専用電話として「被害者ホットライン」を全国の検察庁に設置し、これらの被害者等からの様々な相談への対応などを行うため、全国の検察庁に被害者支援員を配置し、被害者等にきめ細やかな配慮を行うこととしている。</p> <p>日本司法支援センターでは、資力の乏しい犯罪被害者が必要な援助制度を利用できるよう、「民事法律扶助」や日本弁護士連合会が実施主体となっている「犯罪被害者等法律援助事業」について、適切かつ積極的な情報提供を行っている。コールセンターにおいては、相談者に民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を説明するとともに、地方事務所に取り次ぐ際には、相談者がこれらの制度の利用を希望する場合に、取次依頼書にその旨を記載するなどして、コールセンター及び地方事務所において二次被害を極力避け、統一した対応が行えるよう配慮している。地方事務所においては、精通弁護士名簿等で、精通弁護士が民事法律扶助の契約弁護士であるか否かなどを確認・把握し、犯罪被害者の経済状況に応じて適切に弁護士に取り次ぐ態勢を整えている。【法務省】</p>			<p>【2次計画】</p> <p>V-第1-1-(1)-ア【法務省】 日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。</p> <p>V-第1-1-(3)【警察庁・法務省】 損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した冊子・パンフレット等について、警察庁及び法務省において連携し、一層の充実を図るとともに、充分周知させる。</p>	△
② 新たな制度導入に伴う公費による弁護士選任	<p>「犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度」、「損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度」を導入する法律が成立し、同法の附則において、「政府は、被害者参加人の委託を受けた弁護士の役割の重要性に鑑み、資力の乏しい被害者参加人も弁護士の法的援助を受けられるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする」とされたことから、「犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度」に伴う公費による弁護士選任について、できるだけ早期の制度導入に向けて検討を行うべきである。</p> <p>なお、上記制度の運用の際、「民事法律扶助」ないし「犯罪被害者等法律援助事業」との適切な連携が図られるよう配慮すべきである。</p> <p>「損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度」に伴う公費による弁護士選任については、基本的に民事に係る問題であり、法律扶助の枠組みの中で対応すべきである。</p>	<p>刑事被告人の手続への参加を許された犯罪被害者等(被害者参加人)につき、その資力が乏しい場合であっても弁護士(被害者参加弁護士)の援助を受けられるようにするため、裁判所が被害者参加弁護士を選定し、国がその報酬及び費用を負担するとともに、日本司法支援センターが被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務等を行うものとするなど内容を定める被害者参加人のための国選弁護士制度を導入した(「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律」(H20.4.16成立、H20.12.1施行))。【法務省】</p>	<p>【刑事裁判への被害者参加旅費】</p> <p>国選の被害者参加弁護士に対しては遠距離の場合、旅費の実費支給も認められているが、参加人被害者には、何ら旅費の支給はなく、自腹となっている。そこで、少なくとも被害者の参加が認められ、資力要件を満たす被害者参加人に対して、旅費の支給をすべきである。</p> <p>【被害者参加制度と裁判員裁判制度】</p> <p>裁判員は旅費、宿泊費に日当まで支給される。犯罪被害者が裁判に参加するためには一部の自治体の取り組みを除けば、自費である。このアンバランスについても対応してほしい。</p> <p>【被害者参加人のための国選弁護士制度の資力要件緩和】</p> <p>被害者参加制度のための国選弁護士制度については、資力の要件が150万円未満とされており、なかなかその制度を利用することができないことから、要件を見直してほしい。</p>	<p>●被害者参加制度による被害者の参加は、被害者の意思によるものではあるが、刑事裁判という国の制度の中で、一定の役割を担うものである。刑事裁判の中で、裁判員、国選弁護士までが費用が支給されている中で、同じように刑事裁判の役割を担う被害者参加人だけが、自費であるのは、被害者側からみて不公平感があるのは当然であると思われる。また、この被害者参加制度を利用するのは、被害者の権利として定められているものであり、経済的な要因が原因で被害者がこの権利を利用できないということは望ましいことではない。事実、そのための対応として国選弁護人の公費負担が行われている。したがって、最低限、経済的理由でこの制度を利用できない被害者に対して旅費等の支給は認められるべきであろう。法務省の意見では、参加しない被害者との不公平について言及があったが、この場合の費用は参加に伴う直接の費用であり、参加しない被害者には発生しない費用であるから、不公平であるとの理由は該当しないものと思われる。また、犯罪被害給付の支給制度があるとの意見についても、犯罪被害給付制度は傷害や後遺症等の補償を行うものであり、刑事裁判費用の補償はそこには含まれていないことから別途議論すべきものと考えられる。また、現行制度の中では、犯罪被害者の司法参加における費用補償が困難である場合には、被害者団体・被害者支援団体に対する援助を行うための基金の創設にあたり、被害者への司法手続き費用の給付や貸付制度についても検討していくことが考えられる。</p> <p>●被害者参加人のための国選弁護士制度の資力要件150万円は緩和すべきである。</p> <p>法務省の方からは、国選弁護とか、扶助の基準、一般の国民の弁護士に対するリーガルサービスの要望等とのバランスないしは比較論が論じられたわけだが、土俵や背景事情が違うのだから、必ずしも被疑者国選、被告人国選のときの資力要件や扶助のときの資力要件と一律に論ずるわけにはいかないと思う。したがって、それとの比較で150万円以上にするわけにはいかないというのは、なかなか賛同し兼ねる。</p> <p>この問題は、犯罪被害者の方々に対する経済的な支援について現実論を踏まえて更に充実させるという観点から考えるべきだろうと思う。そのためには、例えば、現実に犯罪被害者の方々からアンケートをとるとか、経済的にどんなふう困窮しているのか、そういうことも踏まえた上で議論する必要があると思う。</p>	<p>【2次計画】</p> <p>V-第3-1-(3)【法務省】 法務省において、犯罪被害者等が被害者参加制度を利用して裁判所に出廷する際の旅費等の負担を軽減するための制度の導入について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。</p> <p>V-第3-1-(4)【法務省】 法務省において、被害者参加人のための国選弁護士制度における被害者参加人の資力要件の緩和について、被害者参加人の旅費等と併せて検討を行う。</p>	×

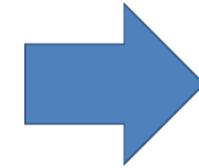
<p>(3) 被害直後及び中期的な居住場所の確保</p>	<p>被害直後の居住場所の確保については、既存の取組のほか、警察庁において平成19年度予算において、被害直後の一時避難場所の借り上げに係る予算措置がなされたところであり、まずはこれらの取組を着実に推進すべきである。</p> <p>中期的な居住場所の確保については、基本計画における国土交通省の取組を着実に実施するほか、まずは犯罪被害等に身近な公的機関である地方公共団体において居住場所の確保や被害直後からの生活支援策に対する取組がなされるよう、国において、啓発・情報提供等の取組を行うべきである。</p>	<p>国土交通省では、「犯罪被害者等基本法」(平成16年法律第161号)を踏まえ、平成17年12月に「犯罪被害者等の公営住宅への入居について」を各都道府県知事あてに発出し、犯罪被害者等の公営住宅への優先入居や目的外使用について周知した。また、DV被害者の公営住宅の入居について、優先入居や目的外使用のほか、公営住宅法施行令を改正し単身入居が可能となるように同居親族要件の緩和を行った。(平成17年施行令改正)【国土交通省】</p> <p>独立行政法人都市再生機構では、機構賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置について、公営住宅における犯罪被害者等の受け入れ状況などを注視したうえで、引き続き必要性について検討していく。なお、犯罪被害者等の住宅を確保するため、公営住宅の管理主体から、機構賃貸住宅の借り上げ要請があった場合は、柔軟に対応する。【国土交通省】</p> <p>国土交通省では、平成17年12月に「犯罪被害者等の公営住宅への入居について」を各都道府県知事あてに発出し、犯罪被害者等への公営住宅に係る情報提供について、各都道府県の警察及び検察当局等の関係機関の協力を得つつ、積極的に対応するよう要請した。【国土交通省】</p>	<p>【住居の優先的確保】</p> <p>公営住宅への優先入居については、その条件や内容が被害者のニーズにそぐわない。自治体における対策の強化と併せて改善方を検討してほしい。</p> <p>【居住の安定】</p> <p>犯罪被害者だから当然に公営住宅に入居できる制度はなく、抽選で当選する割合が増加するという程度の援助にとどまる。条例で、犯罪被害者は、当然に公営住宅に入居できるという制度を採用してほしい。</p>	<p>【2次計画】</p> <p>V-第1-3-(1)-ア【国土交通省】</p> <p>国土交通省において、引き続き犯罪被害者等に対する公営住宅への優先入居等を実情に即し、更に推進する。</p> <p>V-第1-3-(1)-イ【国土交通省】</p> <p>独立行政法人都市再生機構の機構賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置については、公営住宅における犯罪被害者等の受け入れ状況などを注視したうえで、引き続き、その必要性を含めて検討を行い、2年以内を目途に結論を出す。</p> <p>なお、犯罪被害者等の住宅を確保するため、公営住宅の管理主体から、機構賃貸住宅の借り上げ要請があった場合は、柔軟に対応する。</p> <p>V-第1-3-(1)-ウ【国土交通省】</p> <p>国土交通省において、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を警察庁及び法務省と十分連携して行う。</p>		
	<p>児童虐待やDVの被害者等の保護については、各児童相談所及び婦人相談所の一時保護所や、平成14年度からは厚生労働大臣の定める基準を満たす婦人保護施設や民間シェルター等において一時保護を委託して実施しており、被害者の個々の状況に応じて保護期間を柔軟に延長するとともに、適切な運用に努めている。【厚生労働省】</p>	<p>【居住の安定】</p> <p>加害者の追跡が厳しいDV被害者について、居住の安定は非常に大きな問題である。</p> <p>日本では「緊急一時保護」を保障しているだけであり、先進国並みにステップハウスといった3~5年程度安全が確保される居所を国の責任において確保してほしい。</p> <p>また、緊急一時保護について、必要な被害者が全て利用できるように民間シェルターの確保を含め一時保護施設を拡大してほしい。</p>	<p>V-第1-3-(2)-ア【厚労省】</p> <p>厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の実施について適正な運用に努める。</p> <p>V-第1-3-(2)-イ【厚労省】</p> <p>厚生労働省において、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)により、平成26年度までに、個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善を実施する。</p> <p>V-第1-3-(2)-ウ【厚労省】</p> <p>厚生労働省において、一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、婦人保護施設及び母子生活支援施設の機能強化を図ることなどにより、入所者に対する日常生活支援の充実に努める。</p>			
	<p>警察庁において、平成19年度から、自宅が犯罪行為の現場になり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などに、一時的に避難するための宿泊場所を公費により提供し、犯罪被害者等の経済的、精神的負担の軽減を図っており、同制度が適切に運用されるよう都道府県警察を指導している。【警察庁】</p>		<p>V-第1-3-(2)-エ【警察庁】</p> <p>警察庁において、自宅が犯罪行為の現場になり、自宅が破壊されるなど、居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などに利用できる緊急避難場所の確保に要する経費を都道府県警察に補助するほか、同制度が犯罪被害者等の負担軽減に効果的なものとなるよう、都道府県警察を指導する。</p>			
	<p>犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員向け研修会の場において、犯罪被害者等へ総合的な支援を行っている地方公共団体(大阪府摂津市、東京都杉並区等)からの事例発表を行うなど、地方公共団体に対する啓発・情報提供に努めている。【内閣府】</p>		<p>V-第1-3-(2)-オ【内閣府】</p> <p>犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体において、居住場所の確保や被害直後からの生活支援策に対する取組がなされるよう、内閣府において、地方公共団体に対して啓発・情報提供を行う。</p>			

△

「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」設置に至る経過概要

資料2-2(別添1)

第2次基本計画に盛り込むべき施策に関する議論 (犯罪被害給付制度の拡充(給付額の更なる引上げ)について)	
省庁意見	構成員意見
<p>【犯罪被害給付制度の拡充について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3つの検討会」の提言を受けて給付額を抜本的に引き上げた改正「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者支等の支援に関する法律」及び関係政令が平成20年7月から施行され、約1年半が経過したが、改正後の制度が適用された事例はなお少数にとどまっている。当面は運用状況を適切に評価することが必要と認められる。なお、自動車損害賠償保障制度は、原因者負担の原則に基づく責任補償制度であり、その財源は加入者の保険料によって賄われているところ、これに対し、犯罪被害給付制度は、社会の連帯共助の精神から国が全額公費負担で給付金を支給する制度であることから、両制度を同一に論ずることは困難であり、給付水準についてもすべて同等とすることは適当でないと史料する。(警察庁 要望に対する見解) ・自賠責との関係について、改正犯罪被害者支援法と関係政令が平成20年7月から施行されて以降の犯罪被害者について、年齢、性別、年収等の基礎データをもとに自賠責での支給金額を算出すると、自賠責制度の支払いのほうが高い傾向がある。両制度の理念、目的等異なっていることで金額に差が生じるのだと思う。理念、目的の違う制度の水準を論じることは難しい部分がある。特に生計維持関係の遺族数などによってかなり差が出てくる。犯給法の算定方式・認定方式は、類似制度等とのバランスをとりながら作っているものである。(警察庁) ・少しでもアップにということで、上限額だけではあるが、自賠責並に近づけようと努力をしている。他の制度とのバランスは法制度を考える場合には考慮せざるを得ない要素であると思う。(警察庁) 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の拡充で自賠責並ということが大きく言われたが、実際の金額で見るとかなり差がある。犯給法の算定方式を変えなければ、実質的に自賠責並みの補償をすることはできないのではないかと。 ・最高額、最低額は上がったが中間の支給はどうなっているのか。本来の趣旨に戻って抜本的な解決、改善が必要。 ・警察庁の説明で、算定方式が違うから同じ額に引き上げるのは難しいというのであるから、抜本的に新しい方法を考える必要がある。 ・当初自賠責並ということを目標にしたが、予算上逼迫した状況を作りたくないという発想から、算定方式など慎重に、やや消極的に作った面があるのではないかと。現在の算定方式について見直す手立てはないのかの議論が必要。 ・犯給制度ができた後に基本法ができたので、被害者の方が回復するまで支援を行うという基本法の理念に沿った形で犯給制度を見直していく必要がある。自賠責は1つの目安にはなるが自賠責が足りないから普通の人は任意保険に入るのであって、ある意味、自賠責は最低の基準であり、最低の基準に満たない状況で被害者の人が果たして本当に回復していくのかは問題がある。自賠責がこうだからということではなく、何が被害者の回復に必要なのかという事項に沿って、見直していただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・裁定して支払った額は平成20年度で約9億円。21年度は予算上は20億円。(警察庁) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・実績は、遺族給付金は32例の平均であるが、改正前は約606万円が、改正後は約1100万円と約1.8倍。現行の最高額は生計維持関係遺族3人で約1800万円が改正前で計算した約600万円の約3倍。障害給付金についてはまだ1例しかないが、減額事由を取捨して考えると、約1970万円の支給になっており、改正前で算出した支給額が約660万円であるので約3倍。(警察庁) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・警察庁のほうで自賠責並ということを念頭に置きつつ、算定基準についてさらに被害者の実態を踏まえた上で、検討してもらうという形で対処いただけないか。(内閣府) ・たちまち変えるということは今の段階では約束できないが、被害者の方の実態等を踏まえながら、いろんな要望を踏まえながら不断の努力をしていきたい。(警察庁) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年の制度改正は、幅広く綿密な検討の積み重ねにより行われたものであり、今次更なる引上げを行うか否かを検討するに当たっても、犯罪被害者支援関係者、有識者等による専門的な検討の場を設け、給付の性質、水準、対象等、新たな経済的支援の在り方について前回同様に多角的な議論を十分に行い、その結論を踏まえて措置を講ずることが適当であり、このような検討の場を通じて議論が行われることにより、経済的支援の拡充に不可欠な基盤である国民の強い共感と広範な理解が形成されるものと史料する。(警察庁 犯罪被害給付制度における給付額の引上げ等に関する見解) ・数字として示したものに対して厳しい批判をいただいたが、まだまだ件数としては少なく、平成20年の改正に具体的にどういふところに問題があるのかということの検証もこれからはしなければならない問題だと思う。(警察庁) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・海外における犯罪被害者については、経済的支援に関する検討会の最終とりまとめにより、民間の基金による支援が必要である旨盛り込まれ、現在、財団法人犯罪被害救援基金によって措置されている。この点に関し、犯罪被害者等施策推進会議委員である国家公安委員長から、今回の基本計画見直しに当たり、海外における犯罪被害者への経済的支援についても検討してほしいという話が当庁に対してあった。経済的支援に関する新たな検討の場が設けられた際には、この給付金のあり方全体に対する検討の一つとしていただきたい。(警察庁) 	
<p>【新たな補償制度の創設について】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要望聴取会には間に合わなかったが、生活保障型の新たな被害者補償制度について提案するので取り上げていただきたい。制度概要は、1つ目は治療費や医療関係費についてすべて現物支給とすること。2つ目は一時金の支給に加え、十分な年金を毎月支給する、3つ目は過去の被害者にも遡って補償する、4つ目は、社会保険や社会保障制度とは無関係に、その制度だけで被害を回復できる十分な補償とする、というもの。 ・当初予算が20億あって、使われたのが10億だったかと思う。そういう点ではまだ改善の余地があるのではないかと。新しい提案も大事だが、現行制度の改善も検討すべきだと思う。

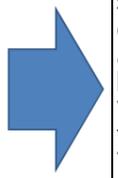


検討会設置に関する議論
<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害給付制度の拡充については、経済的支援に関する検討会と同程度の多角的検討を必要とすることや、平成20年度以降の犯罪被害給付制度の運用実績等を踏まえて検討を行うべきという警察庁の見解を踏まえて、第二次基本計画策定後、別途検討したい。構成員提案の新たな補償制度の創設については、犯罪被害給付制度の拡充について検討する中で、犯罪被害給付制度の枠組みを超えた補償制度創設の必要性などを犯罪被害者等に対する経済的支援の在り方を含めて検討していくのが適当であると考えている。(内閣府) ・新たな検討会を開くということでけっこうだが、財源問題を慎重にかつ大胆に可能性を探ってほしい。損害賠償命令制度の履行状況を調べた内閣府の資料を見ると、履行状況なしというのがかなり多い。こういう実態も踏まえて構成員の提案を検討してほしい。 ・犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討に関しては3年以内を目途とする。(内閣府)

「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」設置に至る経過概要

資料2-2(別添2)

第2次基本計画に盛り込むべき施策に関する議論 (PTSD治療、カウンセリング等の費用の公費負担について)	
省庁意見	構成員意見
<p>【カウンセリング費用を犯罪被害給付制度の重傷病給付金の対象とすることについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(前半省略)重傷病給付金は、犯罪行為によって重大な負傷又は疾病を受けた場合に、その傷病の程度に応じて一定の給付金を支給するものであるところ、傷病を負った者が共通して負担を余儀なくされる保険診療による医療費の自己負担部分が傷病の程度を的確に表していると考えられることから、健康保険制度の適用される医療行為に係る費用が対象となっており、健康保険制度が適用される精神科医による精神療法等については重傷給付金の対象としている。一方、臨床心理士等によるカウンセリング費用は、健康保険制度が適用されないことから、重傷病給付金の対象とはされていない。したがって、臨床心理士等のカウンセリングについて、当該カウンセリングに係る費用を重傷病給付金の対象とする制度設計を検討するためには、その前提として、対象となる傷病の種類・治療行為・効果・費用のあり方について、健康保険等の適用される医療行為に準ずる形で定める制度が整備されることが必要であると思料する。(警察庁 カウンセリング費用を重傷病給付金の対象とすることについての見解) ・カウンセリングの必要性については、我々も大変強く感じており、現在、部内にカウンセリング専門職を配置したり、民間の精神科医や臨床心理士に協力をいただいで進めている。現在でも、精神科医による保険適用の医療として行われるカウンセリングについては、重傷病給付金の対象になっている。一方、臨床心理士によるカウンセリングを犯給制度の重傷病給付金の一つとするためには、重傷病給付の基本構造からすれば、健康保険制度の中にカウンセリングを位置づける必要がある。鍼、きゅうのような制度も一つの例だと思う。臨床心理士とは何かを明確にする法律があり、健康保険にうまくつなげていけば、重傷病給付金の対象として検討できるのではないかと考えている。(警察庁) ・(重傷病給付の枠内で扱うかどうか、警察庁も一緒に継続的に協議する方向で了解してもらえるかという旨の確認に対し)我々には、傷病の種類、治療行為、効果などの知見がないので、専門家の方で、厚生労働省なり文部科学省なりで整理していただき、制度化ないし類型化といった作業が必要だと思う。(警察庁) ・(裁判員メンタルサポート窓口サービスについて、メンタルヘルス対策の専門知識を有する民間業者に電話や面談によるカウンセリングを委託している。電話及びeメールによる健康相談及びカウンセリング、希望又は必要に応じて臨床心理士、精神保健福祉士等の資格を持つ者によるカウンセリングを行うほか、必要に応じて医療機関を紹介するなどの内容。臨床心理士等による面接は5回まで無料で全国47都道府県で対面カウンセリングが可能。(最高裁判所説明)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「PTSD治療、カウンセリング等の利用促進のための体制づくり及び公費負担」についての要請は高いが、現状では警察内におけるカウンセリング体制などの整備の進展は見られるものの、「どこに専門家がいるのか分からない。」「カウンセリングの費用が続かない。」という声が聞かれるなど基本計画に述べられているような精神科医による支援やカウンセリング体制の整備は進んでいない状況である。そこで、公費負担に関し、犯罪被害給付金の重傷病給付を拡張してカウンセリング費用を給付することを提案する。 ・(提案の概要) <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者については、犯罪被害給付制度の重傷病給付金の支給を受けられる者及びその家族のうち、医師が、犯罪被害後のメンタルヘルスの悪化に関し、心理療法、カウンセリングが必要であると認めた者 ・カウンセリング提供者については、被害者カウンセリング委員会(仮称)(担当機関及び専門家から構成される委員会)により、被害者カウンセリングのガイドラインに沿ったカウンセリングを行うための要件を備えているものと認定されたカウンセリング機関 ・提供するカウンセリングについては、上記ガイドラインに沿ったカウンセリング ・公費で負担する範囲は、原則5回分、最大40回分までのカウンセリング費用 ・カウンセリングは、狭義のPTSD治療にはおさまらない部分がある。提案は、カウンセリングを社会的な支援の一環と考えたもの。「現在カウンセリングが必要な人」をどう切り取るかは技術的な問題であるところ、これをアセスメントする制度を新たに作る財政的余裕はないと思うので、重症病給付金の対象者とその家族とした。カウンセリングの質が様々であることはそのとおりであるが、担当機関と専門家が公費負担の対象となるカウンセリング提供者やカウンセリング内容をあらかじめ定めるなどすれば、カウンセリングの質を担保することはできるのであって、カウンセリングが医療に準ずるものとして位置づけられていないことは、公費負担を妨げる理由にはならない。 ・うつ病については認知行動療法が医療保険適用となった。海外ではPTSD治療には認知行動療法ということが共通して言われており、日本でも、厚生労働省の研究班でガイドラインの策定を行っている。現在、保険医療の対象になっていないからといって治療を受けることができないのは被害者にとって大変不利益。PTSDに対する認知行動療法がいずれ保険適用の可能性があるという事態に置いたときは、まさに、それは、医療に準じる形とって差しかええない治療ではないか。重傷病の枠で考えるならば、エビデンスが高く、まさに医療行為に準じると思われるものについては適用の範囲とし、基準として厚生労働省等でガイドラインを示すという形で行うというやり方が考えられると思う。なお、被害者の被害はPTSDだけではないところ、カウンセリングは一定の効果を上げているため、重傷病の枠を広げる形で、被害者の心身の回復のため、最高裁の例のように、5回程度のカウンセリングは医師が必要と認める被害者は受けることができるようなものが望ましい。 ・臨床心理士の国家資格化ができれば重傷病給付の対象とすることも可能ということであれば、そこまで待ってられないと考えたほうがよい。通院精神療法については、診療報酬は医師にしかつかない。医師が外来診療の中で通院精神療法(カウンセリング)を行うことは、実際問題としてできない。実際にはできない状況の中でやっていくということを考えると、準じるという形でやっていくしかないと思う。必要性については理解しているというは心強く思う。難しい点はあるが、それを乗り越える新しい制度を作らないとこの問題は一步も動かなくなってしまう。 ・ほんの数日間事件や被害者に接する裁判員とは比べものにならないほど、犯罪被害者は大きな打撃を受けている。一生涯の生活に影響を受けるほどの大変な状況にありながら、お金がないのでカウンセリングが受けられないという状況も起きている。今、目の前で苦しんでいる被害者に、早くカウンセリングがしっかりと届くように考えていただきたい。
<p>【カウンセリングに対する健康保険の適用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険の関係について、PTSDの治療についても、躁うつ病、神経症、心因反応といった社会生活を営むことが著しく困難な場合に、一定の治療計画の下に、対人関係の改善、社会適応能力の向上を図るための指示や助言といったことを継続的に行う通院、在宅精神療法が認められている。診療報酬改定の際に適応拡大を図ることをやっている。精神的な被害に有効とされる療法を保険適用するかという点は、関係学会など専門家の意見を伺いながら今後も検討していきたい。(厚生労働省) 	
<p>【臨床心理士の国家資格化について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士の問題はいわゆる臨床心理技術者ということで、文部科学省だけでなく厚生労働省が基本的に国会答弁などを行っている。臨床心理技術者の国家資格制度の創設については、その業務範囲等について関係者の意見が一致しておらず、結論が出ていない。引き続き、関係議員連盟等における国家資格制度の創設に関する検討状況を注視しつつ、関係各方面の意見を踏まえ、どのような対応が可能であるか、関係省庁も含めて検討されている。(文部科学省) 	



検討会設置に関する議論
<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリング費用の公費負担の問題は、構成員提案の新しい補償制度にはカウンセリング費用についても補償の対象にするという構想であることなどから、犯罪被害給付制度の拡充等の問題と併せて検討したい。テーマが絞られているので、機動的に検討するために参加省庁を絞って、有識者にも社会保障に知見のある研究者に参加していただくなど配慮して別途検討会を開催するのがよいと考える。(内閣府) ・カウンセリングの件についてはかなり性質が違うので一緒というのはどうかと思う。カウンセリングに関しては、臨床心理士が国家資格になっていないということが非常に問題になったので、今まで臨床心理士について所管官庁だった文部科学省に出てきてもらう必要がある。新しい制度の検討は、かなり抜本的なところで被害者支援をどう考えていくかという問題を含んでいる大きな問題。一方、カウンセリングの問題はだいたい詰めてもらって、問題がかなり絞られている。それがどういうふう実現されるかというところにあるので、審議すべき人も違うと思う。 ・構成員の提案も、犯罪被害給付制度の拡充も、警察に届けない被害者を対象にして考えるのは難しい制度だと思う。ところがカウンセリングの公費負担は、警察に届出をしない被害者も含めた検討が前から要望として出されているのでそれも骨子案に入ってくると思うので、同じ土台で話ができるかという心配があり、例えば制度全体のことを話したうえで分科会に分けることも考えられると思う。 ・犯給法を真ん中に置きながら、大きくそれを超えるような形になるのか、抜本的なものなのかを含め、構成員の提案が議論の一つにあり、もう1つカウンセリングの問題を含めて、そこは一体として議論するという方が現実的ではないかということで提案させていただいた。確かにカウンセリングの問題についてはかなり専門的な部分があったり具体的な議論もされている。そういう意味では、抜本的な見直し云々の議論とは質的に違うのではないかとこのところも確かにあるだろうと思う。再度、事務局案を検討させていただきたい。(内閣府) ・カウンセリング費用の公費負担の検討会は別建てとし、検討期限は2年以内を目途とする。(内閣府)